

實習合作機構資格審查表

★依教育部《專科以上學校產學合作實施辦法》第 6-2 條規定，凡具下列條件之一者，即不得作為實習合作機構

條件	說明				備註		
1	未依法設立或登記				◆重大職災紀錄查詢請至【 勞動部職業安全衛生署：重大職業災害公開網 】 ◆違法勞動法令紀錄查詢請至【 勞動部：違反勞動法令事業單位（雇主）查詢系統 】		
2	未具足夠之訓練與指導人力、健全設施與設備						
3	最近 2 年，實習場所發生重大職業災害（但雇主能證明無過失者，不在此限）						
4	實習機構屬從事派遣業務之事業單位						
-	說明	法規	違反法規條款				裁罰條文
5	最近 2 年，有違反右列法條之紀錄者	勞動基準法	第 13 條 第 17-1 條第 7 項 第 55 條	第 17 條 第 26 條 第 56 條第 2 項	第 17-1 條第 1 項 第 50 條 第 80 條	第 17-1 條第 4 項 第 51 條	第 78 條第 1~2 項 第 80 條
		勞工職業災害保險及保護法	第 21 條第 1 項				第 98 條第 2 項
		勞工退休金條例	第 19 條第 1 項				第 53 條第 1 項
		性別平等工作法	第 7 條 第 11 條第 1 項 第 32-2 條第 3 項	第 8 條 第 11 條第 2 項 第 32-2 條第 5 項	第 9 條 第 13 條第 1 項 (含第 1、2 款)	第 10 條 第 13 條第 2 項	第 38-1 條第 1~5 項
		就業服務法	第 5 條第 1 項				第 65 條第 1 項
6	最近 2 年，有違反右列法條達 3 次之紀錄者	勞動基準法	第 30 條第 5 項 第 49 條第 5 項				第 49 條第 5 項
7	最近 2 年，有違反右列法條且屬同一規定(法條)達 4 次之紀錄者	勞動基準法	第 21 條第 1 項 第 25 條 第 30 條第 3 項 第 33 條 第 37 條 第 41 條	第 22 條 第 27 條 第 30 條第 6 項 第 34 條 第 38 條 第 43 條	第 23 條 第 30 條第 1 項 第 30 條第 7 項 第 35 條 第 39 條 第 49 條第 1 項	第 24 條 第 30 條第 2 項 第 32 條 第 36 條 第 40 條 第 59 條	第 79 條第 1 項

★凡申請修讀實習課程者，本校將審查實習機構是否符合「最近2年不得有條件3、5、6、7所列情形」之規定。其中，「最近2年」之認定標準，依教育部《大專校院辦理實習機構條件查詢作業指引》規定，係以「實習契約載明實習起始日期前1日為基準，向前推算2年」。例如：實習合約起始日為114年9月1日，則實習機構於112年8月31日至114年9月1日，此期間不得有違反條件3、5、6、7之紀錄。

